

(証券コード 3847)
2024年6月6日
(電子提供措置の開始日 2024年5月27日)

株主各位

埼玉県さいたま市桜区田島8丁目4番19号
パシフィックシステム株式会社
代表取締役社長 渡邊 泰博

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第24回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】 <https://www.pacific-systems.co.jp/ir/news/>

また、当社ウェブサイトのほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所（東証）ウェブサイト】（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、銘柄名（会社名）に「パシフィックシステム」又はコードに当社の証券コード「3847」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご覧ください。

書面による事前の議決権行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、2024年6月20日（木曜日）午後5時40分までに到着するよう、ご返送をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年6月21日(金曜日)午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市桜区田島8丁目4番19号
当社3階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第24期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第24期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

議決権行使書用紙に各議案の賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

以 上

※株主様全体の公平性の観点から、ご来場株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記インターネット上の各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、議決権を有するすべての株主様に、従来どおりの株主総会資料をお送りしております。
- ◎ご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるようにインターネットライブ中継と事前質問を受け付けます。なお、これらの詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトの「IRニュース」にてお知らせいたします。

【当社ウェブサイト】 <https://www.pacific-systems.co.jp/ir/news/>

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

(当期の経営成績)

当連結会計年度(2023年4月1日～2024年3月31日)におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進み、景気の緩やかな回復基調がみられました。その一方で、地政学リスクに伴うエネルギー・原材料価格の上昇に加え、世界的な金融引締めに伴う為替市場への影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する情報サービス業界におきましては、そのような環境の中でも、各企業におけるDX推進の流れは継続し、AI・IoT技術などのICT(情報通信技術)の役割は従来以上に重要性を増し、情報化投資意欲の高まりは継続していくものと考えられます。

このような状況のもと、当社グループは23中期経営計画(2021年度～2023年度)に基づき、主要事業の推進に取り組みました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ全てのセグメントで増加となり、10,925百万円(前期比13.7%増)となりました。損益につきましては売上高の増加に加え、不採算案件が抑制され利益率が改善したことにより、営業利益は852百万円(同48.6%増)、経常利益は866百万円(同48.4%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は580百万円(同72.6%増)となりました。

セグメント別の概況は次のとおりとなります。

① 機器等販売

売上高は顧客へのパソコン、サーバー等の機器や文教市場向けの教育用機器の販売が好調であったことから増加し、2,277百万円（前期比43.1%増）となりました。セグメント利益は売上高の増加により193百万円（同73.6%増）となりました。

② ソフトウェア開発

売上高は前期から継続している大型プロジェクトが終盤となり縮小したものの、新規の基幹システム再構築等の受注があり、1,497百万円（前期比0.7%増）となりました。セグメント利益は不採算案件が抑制され利益率が改善したことから、335百万円（同100.5%増）となりました。

③ システム販売

売上高は公共のインフラサービスを受注したこと、また医療システムの大規模案件や製造業向けパッケージ販売等が増加し、3,477百万円（前期比16.6%増）となりました。セグメント利益は売上高の増加に加え、不採算案件が抑制され利益率が改善したことから、529百万円（同69.1%増）となりました。

④ システム運用・管理等

売上高は保守関連やデータセンター業務が増加したこと、また製造業向けのシステム運用保守が増加したこと等により、3,728百万円（前期比3.5%増）となりました。セグメント利益は一部の保守において作業が増加した影響により、1,101百万円（同5.4%減）となりました。

セグメント別売上高の概況

セグメント	売上高(千円)	構成比(%)	前期比較増減率(%)
機器等販売	2,277,087	20.8	43.1
ソフトウェア開発	1,497,939	13.7	0.7
システム販売	3,477,386	31.8	16.6
システム運用・管理等	3,728,065	34.1	3.5
調整額(注)1	△55,152	△0.5	—
合計(注)2	10,925,327	100.0	13.7

(注) 1. 当連結会計年度セグメント別の経営成績に記載の各セグメントの売上高については、外部顧客への売上高にセグメント間の内部売上高又は振替高を加えた金額を記載しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は177百万円であり、内訳の主なものは、各教育委員会向け賃貸機器、クラウド関連機器であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度における事業の譲受けはありません。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

今後の国内経済は、引き続き緩やかな回復傾向にあるものの、地政学リスクや金融資本市場の変動に加え、長引く物価上昇や人手不足の影響等、依然として不透明な状況が継続すると思われれます。そのような中でも、各企業におけるDX推進の流れは継続し、AI・IoT技術などのICT（情報通信技術）の役割は従来以上に重要性を増し、情報化投資意欲の高まりは継続していくものと考えられます。また日進月歩で新たな技術やサービスが生まれており、その変化へ臨機応変に対応していくことが重要になってきます。

このような事業環境のもと、2024年5月に今後の10年における戦略としてPACIFIC SYSTEMS VISION 2032（長期ビジョン）「One step Forward, One step Beyond.」（下記概要参照）を策定し公表しました。そして26中期経営計画（下記概要参照）を同ビジョンのPhase 1「創出を目指す3年」として位置づけました。

本中計の基本方針「強みを知り、強化する」「既存技術の展開」「新規技術の獲得」に則り、研究開発投資を最重点施策として中計期間総額568百万円（前中計比409百万円増）へ拡大し、AI、センシング、オリジナルパッケージ、新商品・新技術への投資を行ってまいります。

また重点施策として、AIスランプ予測システム『PreSLump AI®』を始めとしたAI関連製品、AIコンサル、スマートファクトリ等のIoT関連、セキュリティ脆弱性診断等のセキュリティビジネス、ERPビジネス、基幹業務システムの受託開発、ビジネスコミュニケーションツール、DXソリューション、データセンター（埼玉県、岩手県）等の展開を進めてまいります。

【PACIFIC SYSTEMS VISION 2032の概要】

<長期ビジョン>

「One Step Forward, One Step Beyond.」 一歩先へ、そして未来へ羽ばたこう！！

- ◎既存の事業領域を踏襲しつつも新たな事業領域へ踏み出す
- ◎多様な顧客に付加価値の高い独自のITソリューションを提供
- ◎会社及び社員がマインドと行動を変え、技術と発想力を武器に未開拓分野へ挑戦
- ◎主体的で持続可能な成長の実現と社会的課題の解決に積極的に貢献

<変革>

1. マインド 会社と社員が共創する組織へと改革
2. ビジネス 新規領域への挑戦と既存領域の再編
3. ブランド ブランド価値向上による経営基盤強化

<計画期間>

Phase 1	2026中期経営計画	「創出を目指す3年」
Phase 2	2029中期経営計画	「定着を目指す3年」
Phase 3	2032中期経営計画	「発展継続の3年」

<長期ビジョン最終年度 2032年度目標値（連結）>

売上高	160億円～200億円
営業利益率	10%
ROE	10%
PBR	1.0倍超
配当性向	30.0%～50.0%

【26中期経営計画の概要】

<ビジョン>

「お客様と社会に貢献するサービス・技術を提供し続け、企業価値を高めていく」

- ◎お客様と社会に貢献して仕事に対して誇り・喜びを持つ・持たせる
- ◎そのためにサービス・技術の向上
- ◎その結果としての企業価値向上

<基本方針>

- ①強みを知り、強化する
- ②既存技術の展開
 - ・応用力で分野を拡大 他社との連携 利益へ繋げる戦略
- ③新規技術の獲得
- ④営業力の強化
 - ・営業手法改革（DXだけでなくあらゆる手法を研究開拓）
- ⑤利益率の向上
 - ・人工あたりの粗利を指標に
- ⑥開発作業の変革
 - ・開発手法 開発標準・ルール徹底のためのマネジメント
 - ・見積作業の定型化を推進
 - ・開発の効率化、AIを積極的に活用
 - ・顧客とのコミュニケーション、プロジェクト内コミュニケーション
 - ・アジャイル手法の確立
- ⑦安全衛生の徹底と社員の健康度向上
- ⑧リスク管理の強化
 - ・社員一人一人がリスクを認識できるように
 - ・組織として認識と対応を共有
- ⑨成長・教育・やり甲斐の充実化
 - ・経験力、成長、地位向上を実感できる仕組み
 - ・「仕事は楽しい」と思える環境
- ⑩DXの推進
 - ・デジタル技術の進歩を常に把握
 - ・デジタル技術の活用を通して、顧客と当社グループの企業価値を高める

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度 第21期	2021年度 第22期	2022年度 第23期	2023年度 第24期 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	10,588,016	10,643,541	9,605,193	10,925,327
経 常 利 益(千円)	735,252	771,491	583,995	866,367
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	393,720	521,354	336,156	580,068
1株当たり当期純利益(円)	266.09	352.35	227.19	392.04
総 資 産(千円)	9,445,595	8,710,768	8,235,537	9,244,273
純 資 産(千円)	5,317,295	5,568,356	5,672,560	6,185,114

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社である太平洋セメント株式会社は、当社の普通株式972,000株（出資比率65.7%）を保有いたしております。当社は同社から役員の派遣（取締役1名）の他、事業全般にわたる取引（当連結会計年度の売上高比率は23.6%）及び不動産賃借（熊谷センター）関係があります。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

取引条件につきましては、一般的に行われている取引条件と同一の基準を基本とし、市場価格を勘案した上で合理的な判断に基づき、公正且つ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについて取締役会の判断及びその理由

当社の事業運営に関しては、グループ会社の運営・管理に関する基本方針に基づくものの、事業上の制約はなく、取締役会の独自の意思決定に基づき、経営及び事業活動を行っております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社システムベース	千円 30,000	% 100.0	主に岩手県内企業、自治体向け情報サービス及びパッケージソフトウェアの設計、開発

株式会社システムベースの当事業年度の売上高は3,289,164千円（前期比43.4%増）、当期純利益は206,876千円（同55.5%増）となりました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

当社グループは、当社（パシフィックシステム株式会社）及び連結子会社である株式会社システムベースの2社で構成しております。

当社は、製造業、流通業、金融業等向けに情報サービス事業を行い、株式会社システムベースは岩手県内の企業及び自治体向けを中心に当社と連携した情報サービス事業を行っております。

また、親会社である太平洋セメント株式会社及びそのグループ会社との間では、当社は情報サービス事業全般にわたる取引を行っております。

当社グループの事業内容を「機器等販売」「ソフトウェア開発」「システム販売」「システム運用・管理等」の4つのセグメントで示すと次のとおりであります。

セグメント	主要製品
機器等販売	パソコン、サーバー及び周辺機器とパッケージソフトウェア等の仕入・販売を行っております。
ソフトウェア開発	製造業・流通業・金融業等幅広くアプリケーションシステムの受託開発業務を行っております。また、主に製造業向けにERPビジネスのコンサルとシステム開発を行っております。
システム販売	画像処理システムや生コンクリート業界向けシステムの自社開発システム商品等の販売及びネットワーク構築のインフラサービス等を行っております。
システム運用・管理等	ユーザシステムの運用・管理サービス、データセンター、保守サービス等を行っております。

(11) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本 社 埼玉県さいたま市桜区田島 8 丁目 4 番 19 号
東京オフィス 東京都中央区日本橋室町
西日本支社 大阪府大阪市
熊谷センター 埼玉県熊谷市
中部センター 愛知県名古屋市中

② 子会社の事業所

株式会社システムベース (本社：岩手県北上市)

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
638名	2名減

(注) 1. 従業員数は就業人数です。
2. 従業員数には臨時従業員（パートタイマー等）は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
483名	2名減	42.5歳	18.2年

(注) 1. 従業員数は就業人数です。
2. 従業員数には臨時従業員（パートタイマー等）は含んでおりません。

(13) 主要な借入先

該当事項はありません。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 5,920,000株
(2) 発行済株式総数 1,480,000株 (自己株式386株含む)
(3) 株 主 数 925名
(4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太平洋セメント株式会社	972,000株	65.69%
パシフィックシステム社員持株会	71,000株	4.79%
A G S 株 式 会 社	30,000株	2.02%
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	30,000株	2.02%
増 古 恒 夫	10,000株	0.67%
みずほリーズ株式会社	10,000株	0.67%
光 通 信 株 式 会 社	9,200株	0.62%
山 上 浩 司	8,600株	0.58%
小 南 毅	8,400株	0.56%
中 島 良 樹	7,100株	0.47%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。また、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 邊 泰 博	
取 締 役	大久保 光敏☆	専務執行役員企画部長
取 締 役	山 上 浩 司☆	上席執行役員サーバビジネス部長
取 締 役	加 藤 勉	太平洋セメント株式会社経営企画部 I T 企画グループリーダー
取 締 役	腰 原 貞 利	
取 締 役	阿 部 真 弓	社会保険労務士（社会保険労務士法人 阿部事務所所長） TEAM Biz-consultant 所長
常 勤 監 査 役	藤 井 茂 樹	
監 査 役	松 下 満 俊	弁護士（梶谷綜合法律事務所） 株式会社ツムラ社外取締役（監査等委員）
監 査 役	高 橋 嘉 明	公認会計士・税理士（高橋嘉明公認会計士事務所所長） 株式会社アカウンティングブラザーズ代表取締役

- (注) 1. 取締役のうち腰原貞利氏及び阿部真弓氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役のうち松下満俊氏及び高橋嘉明氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 当社は執行役員制度を導入しております。☆印は執行役員を示しております。
- なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

取締役兼務者以外の執行役員

氏 名	役 位	担 当
永 野 良 治	上 席 執 行 役 員	営業本部長兼同営業3部長兼同営業業務部長
百 木 田 実	執 行 役 員	開発統括部長
中 島 良 樹	執 行 役 員	ソリューション本部長兼同ソリューション3部長
池 田 正 紀	執 行 役 員	センシング事業部長
岡 田 正 美	執 行 役 員	西日本支社長兼同営業部長兼営業本部副本部長兼同営業推進部長
田 仲 浩 千	執 行 役 員	経理部長兼購買部長
小 田 道 雄	執 行 役 員	西日本副支社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社の非業務執行取締役、社外取締役及び社外監査役は会社法第423条第1項の責任につき、その職務を行うにつき善意であり重大な過失がなかったときは、賠償責任を会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償の責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は、株主総会で決議されている取締役全員に支給する報酬等の限度額の範囲内で、取締役に対して職務を適切に執行するインセンティブを付与し企業価値の持続的な向上が図られる体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、社内取締役の報酬は、職務執行の対価としての基本報酬としての固定報酬と、当該事業年度の業績に連動した変動報酬により構成し、社外取締役の報酬は、業務執行からの独立性確保の観点より、固定報酬のみで構成しております。

また、決定方針については、2021年3月29日開催の第274回取締役会で決議しております。

2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬については、2008年6月18日開催の第8回定時株主総会において成果報酬制度の導入を決議し、2008年7月から取締役報酬額を年額2億円以内（うち社外取締役分は1千万円以内）と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）です。監査役の報酬については、2006年6月26日開催の第6回定時株主総会において年額4千万円以

内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長 渡邊 泰博が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役に対して業績を評価した報酬額であります。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会はその内容が当該決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外 取締役)	47,475 (7,200)	45,588 (7,200)	1,887 (-)	- (-)	5 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	18,900 (7,200)	18,900 (7,200)	- (-)	- (-)	3 (2)

(注) 1. 業績連動報酬として取締役に対しては、当該事業年度の業績向上と持続的な企業価値向上が図れるように、当該事業年度の連結営業利益に応じた算出額を翌年度に12分割して月例の固定報酬に加算して支給しております。

当該事業年度を含む連結営業利益の推移は、以下のとおりです。

区 分	2020年度 第21期	2021年度 第22期	2022年度 第23期	2023年度 第24期 (当連結会計年度)
連 結 営 業 利 益(千円)	721,588	763,644	573,190	852,005

2. 非金銭報酬については、現時点においては導入を検討しておりません。

3. 無報酬の取締役は1名おります。

(5) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係及び当期における主な活動状況

1) 社外取締役 腰原 貞利氏

同氏には重要な兼職先はありません。

当期における主な活動状況としましては、取締役会15回のうち15回に出席し、主に当社が属する業界の経営者として長年に亘る豊富な経験と幅広い知見に基づき、議案審議に必要な発言を行っております。

2) 社外取締役 阿部 真弓氏

同氏は、社会保険労務士法人 阿部事務所の所長(社会保険労務士)として活動しております。同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

また、同氏はTEAM Biz-consultantの所長を務めておりますが、同社と当社との間には取引関係はありません。

当期における主な活動状況としましては、取締役会15回のうち15回に出席し、主に社会保険労務士として人事・労務管理全般に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づき、議案審議に必要な発言を行っております。

3) 社外監査役 松下 満俊氏

同氏は、梶谷綜合法律事務所にて弁護士として活動しております。同事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、当社が支払う顧問料は同事務所収入の極僅かであり、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

また、同氏は株式会社ツムラの社外取締役(監査等委員)を務めておりますが、同社と当社との間には取引関係はありません。

当期における主な活動状況としましては、取締役会15回のうち14回に出席し、また監査役会14回のうち14回に出席し、主に弁護士として企業法務及びコンプライアンスなどの専門的見地から発言を行っております。

4) 社外監査役 高橋 嘉明氏

同氏は、高橋嘉明公認会計士事務所の所長(公認会計士・税理士)として活動しております。同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

また、同氏は株式会社アカウンティングブラザーズの代表取締役を務めておりますが、同社と当社との間には取引関係はありません。

当期における主な活動状況としましては、取締役会15回のうち15回に出席し、また監査役会14回のうち14回に出席し、主に公認会計士・税理士として財務及び会計に関する専門知識と高い知見に基づき、発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称	有限責任 あずさ監査法人
(2) 会計監査人の報酬等の額	28,000千円
(3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出することといたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

業務の適正を確保するための体制は次のとおりです。

(1) 取締役、執行役員、参与及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、コンプライアンスの推進に関して、「コンプライアンス基本方針」及び「コンプライアンス規程」並びに「企業倫理行動規範」を定め、全ての取締役、執行役員、参与及び従業員に周知徹底を図ります。

また、コンプライアンス体制の促進を図るための手段の一つとして内部通報窓口を設置、運営いたします。この場合、通報者に不利益がないことを確保いたします。

2) 社外取締役を選任し、また社外取締役の中から独立役員を選任して、取締役の職務執行の監督を強化いたします。

3) 監査部を設置し、定期的に各部門（子会社も含む）の業務執行について監査を実施し、その結果を取締役社長に報告いたします。

また、内部監査の実効性を高めるため、監査部は監査結果を取締役に報告し、見出された問題点の是正・改善に努めています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る以下の文書（電磁的文書含む）その他重要な情報を、法令・社内規程に基づき適切に保存を行います。

- ① 株主総会議事録と関連資料
- ② 取締役会議事録と関連資料
- ③ その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

また、情報の管理については、「情報セキュリティ基本規程」、「個人情報保護規程」及び「文書管理規程」、「文書保存基準」の定めに基づき適切に管理いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスクマネジメント方針」に基づき、リスクマネジメントシステムを確立し、取締役社長を最高責任者とし、当社全部門から選抜した担当責任者で構成した体制により、リスク管理を行います。

当社の経営に重大な影響を与えるようなリスクが発生した場合においては、「リスクマネジメントマニュアル」に従って必要な対策を実施いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び年度予算を立案し、全社的な目標を設定するとともに、各部門においてはその目標達成に向け具体策を立案・実行することによって、効率化を図ります。

2) 業務の執行については、執行役員制度を導入し、次のとおり経営の意思決定及び監督と業務執行を分離することにより、迅速化を図ります。

①取締役で構成する取締役会を月1回開催し、中期経営計画、年度予算、その他重要な経営方針を審議・決定いたします。

②社長と執行役員で構成する経営会議を月2回開催し、業務執行に関わる重要な事項を審議・決定いたします。

なお、一部の業務執行の決定については執行役員へ権限委譲いたします。

③執行役員は取締役会の方針及び経営会議の決定に従い、責任をもって業務を執行し、執行状況を取締役に報告いたします。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社及び子会社においては、「コンプライアンス基本方針」を策定し、またコンプライアンス推進責任者のもと、その趣旨を正しく理解し、これを遵守して業務を遂行いたします。
また、コンプライアンスに関する定期報告を求め、業務の執行状況を管理いたします。
 - 2) 子会社の経営につきましては、取締役、執行役員、参与又は従業員を子会社の取締役又は監査役として派遣し、直接経営に参加いたします。また「関係会社管理規程」に基づき、子会社より業務の執行状況について報告を求め、子会社に対し、その自主性を尊重しつつ必要な管理を行います。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
- 監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、監査役スタッフを置くこととし、その人事については、監査役会と相談の上、監査役会の意向を十分考慮することといたします。
- (7) 監査役の職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の職務を補助すべき従業員に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の意見を得た上で実施することといたします。監査役の職務を補助すべき従業員は、会社の業務執行に係る職務を兼務せず、監査役の業務指示に従って職務を遂行し、その人事上の評価は監査役の意見を聴取するものといたします。
 - 2) 当社職務権限規程では、職制に従い上級職位より命令を受けた下級職位はこれに従わなければならないことを規定していますが、監査役の職務を補助すべき従業員として任命された場合も、この規程を適用することとし、監査役の職務を補助すべき従業員として任命された者は監査役の指示に従わなければならないことを周知いたします。
- (8) 当社及び子会社の取締役、執行役員、参与及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役、執行役員、参与及び従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生する恐れがある場合、又は違法又は不正な行為を発見した場合等には、直ちに監査役に報告することといたします。
 - 2) 子会社の取締役、執行役員、参与及び従業員、又これらの者から報告を受けた者は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがある場合、又は違法又は不正な行為を発見した場合等には、直ちに監査役に報告することと

いたします。

3) 当社及び子会社の取締役、執行役員、参与及び従業員は「監査役会規程」に従い、監査役の要請に応じて必要な報告を行うことといたします。

以上のことをグループ全体に周知いたします。

- (9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これをグループ全体に周知いたします。

- (10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査役の請求に基づき当社の負担により精算いたします。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の過半数は社外監査役とし、透明性を担保いたします。月1回の監査役会を開催し、報告及び重要事項について協議いたします。

常勤監査役は、取締役会の他、重要な業務執行の決定過程及び業務の執行状況を把握するため経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な申請書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員、参与又は従業員にその説明を求めることといたします。

また、常勤監査役は、内部監査部門並びに会計監査人との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ることといたします。

- (12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、取締役社長の指示のもと、当社全部門及びグループ各社において選抜した担当責任者で構成した体制により、財務報告に係る内部統制を整備し運用いたします。

- (13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社は、「企業倫理行動規範」に、市民社会の秩序に脅威を与える団体、個人に対して毅然とした態度で立ち向かい一切の関係を遮断する旨を明記し、全ての取締役、執行役員、参与及び従業員、その他会社の業務に従事する者に対し、啓発活動を継続的に実施いたします。また、反社会的勢力に対する対応として、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入し、反社会的勢力の情報、対

処等を総務部が統括し、必要に応じて弁護士や警察等の外部専門機関と連携し対処いたします。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部統制に係る組織（全社的內部統制の運営チーム及び評価チーム）がモニタリングし、改善を進めております。また、監査部は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

(2) コンプライアンス

コンプライアンスに係る教育は定期的を実施しており、当社及び子会社並びにその全役員及び全社員のコンプライアンスの意識の向上を図っております。また、当社は内部通報窓口を設置し、自浄作用を高めることで、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理

当社はリスク管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす事項を未然に防止すること、及び万一経営に重大な影響を及ぼす事項が発生した場合に被害の極小化を図ることを目的として、リスクマネジメントシステムを構築し、運用しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は「関係会社管理規程」及びその他の社内規程に基づき、子会社の事業運営に係る重要事項が当社に適切に報告され、所定の手続きに従い審議される体制を維持しております。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることの確保等

社外監査役を含む監査役は、取締役会への出席及び常勤監査役による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、監査部等の内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を実施することで、当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として認識しております。

一方、当社グループが属する情報サービス業界は技術革新の変化が激しい分野であります。その中で将来に向けて成長していくためには技術開発等への投資が必要であり、また経営基盤の強化が求められます。

このような観点から、当社の配当政策は内部留保の充実を図りながら、業績に応じて積極的に利益還元を行うことを基本方針としており、当社連結業績における配当性向30%～50%を目安としております。

また、剰余金の配当は機動的に行っていく方針です。

このため、当社は中間配当及び期末配当のほかに基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨及び取締役会決議をもって会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を定めることができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,504,481	流動負債	2,779,551
現金及び預金	2,743,512	買掛金	983,091
受取手形、売掛金及び契約資産	2,762,023	リース債務	124,068
電子記録債権	114,309	未払費用	284,002
リース投資資産	400,331	未払法人税等	269,910
商品及び製品	52,668	賞与引当金	515,044
仕掛品	259,757	受注損失引当金	20,508
原材料及び貯蔵品	48,671	アフターコスト引当金	27,030
その他	124,011	その他	555,893
貸倒引当金	△805		
固定資産	2,739,792	固定負債	279,608
有形固定資産	1,751,840	リース債務	89,728
建物及び構築物	615,894	その他	189,879
工具器具及び備品	114,969		
土地	531,977		
リース資産	172,641		
その他	316,357		
無形固定資産	245,183		
ソフトウェア	132,739		
リース資産	57,724		
その他	54,719		
投資その他の資産	742,767		
投資有価証券	287,905		
退職給付に係る資産	249,221		
繰延税金資産	150,084		
その他	55,722		
貸倒引当金	△165		
資産合計	9,244,273		
		負債合計	3,059,159
		純資産の部	
		株主資本	6,039,501
		資本金	777,875
		資本剰余金	239,946
		利益剰余金	5,022,482
		自己株式	△802
		その他の包括利益累計額	145,612
		その他有価証券評価差額金	154,594
		退職給付に係る調整累計額	△8,982
		純資産合計	6,185,114
		負債・純資産合計	9,244,273

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,925,327
売上原価	8,057,187
売上総利益	2,868,139
販売費及び一般管理費	2,016,133
営業利益	852,005
営業外収益	
受取利息	30
受取配当金	5,233
受取手数料	1,742
受取保険料	1,370
補助金の収入	6,566
その他	3,055
営業外費用	
支払利息	2,253
支払手数料	806
その他	579
特別損失	
固定資産除却損	216
税金等調整前当期純利益	866,150
法人税、住民税及び事業税	324,807
法人税等調整額	△38,725
当期純利益	580,068
親会社株主に帰属する当期純利益	580,068

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 利 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	777,875	239,946	4,639,202	△802	5,656,222
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△196,788		△196,788
親会社株主に帰属する当期純利益			580,068		580,068
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	383,279	-	383,279
当 期 末 残 高	777,875	239,946	5,022,482	△802	6,039,501

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	109,342	△93,004	16,338	5,672,560
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			-	△196,788
親会社株主に帰属する当期純利益			-	580,068
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	45,252	84,022	129,274	129,274
当 期 変 動 額 合 計	45,252	84,022	129,274	512,553
当 期 末 残 高	154,594	△8,982	145,612	6,185,114

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等〕

1. 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社の数 1社
 - 連結子会社の名称 (株)システムベース
2. 持分法の適用に関する事項
 - 非連結子会社及び関連会社はありません。
3. 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等……移動平均法による原価法
 - 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
 - 商 品……移動平均法
 - 半 製 品……移動平均法
 - 原 材 料……移動平均法
 - 仕 掛 品……個別法
4. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法
 - ただし、賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
 - 建物及び構築物 3～38年
 - 工具器具及び備品 2～20年
 - 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
 - なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数（3年以内）における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
5. 引当金の計上基準
 - 貸 倒 引 当 金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - 賞 与 引 当 金……従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
 - 受注損失引当金……ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。
 - アフターコスト……ソフトウェア開発案件等に係る将来のアフターコストの支出に備えるため、過引 当 金 去の実績率に基づく将来発生見込額のほか、個別案件に係る必要額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社グループは、機器等販売、ソフトウェア開発、システム販売及びシステム運用・管理等の事業セグメントに区分しており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1～2ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

①顧客との契約から生じる収益

(機器等販売)

機器等販売においては、主にパソコン、サーバ及び周辺機器とパッケージソフトウェアの仕入・販売を行っております。販売については原則、顧客へ引き渡し検収した時点で履行義務が充足されるため一時点で充足される履行義務と判断し収益を認識しております。但し、第三者のメーカー保守を一定期間提供している契約については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

なお、代理人として処理している契約は顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示しております。

(ソフトウェア開発並びにシステム販売)

ソフトウェア開発においては、幅広いアプリケーションシステムの受託開発業務を行っており、システム販売においては、画像処理システムや生コンクリート業界向けシステム等の自社開発システム商品の販売及びネットワーク構築等のインフラサービスを行っております。この両事業セグメントの販売については、システム開発の進捗によって履行義務が充足されていくものから一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し収益を認識しております。但し、契約金額或いは開発期間において小規模な契約につきましては顧客へ引き渡し検収した一時点で充足される履行義務と判断し収益を認識しております。

一定の期間にわたり充足される履行義務は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づき、工事期間にわたって売上高を認識しております。なお、当社は総原価の妥当な積算を行うこと、及びこれらの契約に係る進捗度を合理的に見積もることが可能であることから、進捗度の測定についてはインプット法の使用が適切であると考えており、契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合を用いております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

(システム運用・管理等)

システム運用・管理等においては、ユーザシステムの運用・管理サービス、データセンタ、保守サービスの提供を行っており、販売については原則、当社のサービスを契約期間にわたって顧客が利用可能であり、契約期間の経過につれて当該役務の履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し収益を認識しております。但し、サービスに付随する物品の引き渡し並びに軽微なシステム改修につきましては一時点で充足される履行義務と判断し収益を認識しております。

②ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

7. その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法……① 会計処理において採択している制度

当社は確定給付並びに確定拠出制度を採用しております。連結子会社においては確定拠出制度を採用しております。

② 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

③ 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、連結貸借対照表の開示の明瞭性を高める観点から、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお前連結会計年度における「受取手形」に含まれる電子記録債権の金額は59,664千円となっております。

また前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」は金額的重要性を考慮し、当連結会計年度より科目を集約し「流動資産」の「受取手形、売掛金及び契約資産」として表示しております。それぞれの科目の金額については「連結注記表〔連結貸借対照表に関する注記〕に記載しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下の通りであります。

（単位：千円）

	当連結会計年度 (2024年3月31日)
受取手形	57,150
売掛金	2,449,224
契約資産	255,647

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,639,740千円

〔連結損益計算書に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「連結注記表〔収益認識に関する注記〕1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式（株）	1,480,000		—		—	1,480,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

1. 2023年5月12日開催の取締役会において決議した事項。

- ①株式の種類 普通株式
- ②配当金の総額 99,134千円
- ③1株当たりの配当額 67円00銭
- ④基準日 2023年3月31日
- ⑤効力発生日 2023年6月26日

2. 2023年11月10日開催の取締役会において決議した事項。

- ①株式の種類 普通株式
- ②配当金の総額 97,654千円
- ③1株当たりの配当額 66円00銭
- ④基準日 2023年9月30日
- ⑤効力発生日 2023年12月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2024年5月14日開催の取締役会において決議した事項。

- ①株式の種類 普通株式
- ②配当金の総額 100,613千円
- ③配当の原資 利益剰余金
- ④1株当たりの配当額 68円00銭
- ⑤基準日 2024年3月31日
- ⑥効力発生日 2024年6月24日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びリスク並びに管理体制

営業債権である売掛金及び受取手形、リース投資資産は、顧客の信用リスクに晒されていますが、長期に滞留しているものはありません。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規則に従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。

投資有価証券は、市場の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、当該リスクに関しては、時価や発行体（取引先企業）の財務状況等の把握を定期的に行うことで管理しています。

買掛金及び未払費用は、流動性リスクに晒されていますが、支払期日は1年以内です。当該リスクに関しては、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

リース債務は、主に設備投資のための資金調達であり、償還日は最長で決算日後5年であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち18.2%が特定の大口顧客に対するものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません（(注2)参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) リース投資資産	400,331	397,034	△3,296
(2) 投資有価証券 その他有価証券	283,760	283,760	—
資産計	684,091	680,795	△3,296
リース債務	213,796	212,274	△1,521
負債計	213,796	212,274	△1,521

(注1)

資産

現金及び預金、受取手形及び売掛金

これらは現金であること、及びその他の金融商品は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

負債

買掛金、未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 投資有価証券」には含まれていません。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,145

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	283,760	—	—	283,760
資産計	283,760	—	—	283,760

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース投資資産	—	397,034	—	397,034
資産計	—	397,034	—	397,034
リース債務	—	212,274	—	212,274
負債計	—	212,274	—	212,274

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は相場価格を用いて評価しております。投資有価証券は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース投資資産及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債権及び債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	機器等販売	ソフトウェア開発	システム販売	システム運用・管理等	
一時点で移転される財及びサービス	1,937,575	1,206,243	1,918,509	748,457	5,810,785
一定期間にわたり移転される財及びサービス	332,587	281,053	1,266,003	2,964,078	4,843,722
顧客との契約から生じる収益	2,270,162	1,487,296	3,184,513	3,712,535	10,654,507
その他の収益	—	—	270,820	—	270,820
外部顧客への売上高	2,270,162	1,487,296	3,455,333	3,712,535	10,925,327

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

6. 収益及び費用の計上基準 ①顧客との契約から生じる収益」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当連結会計年度末における残存履行義務に分配された取引価格の総額は、1,303,921千円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて概ね1年以内で収益を認識することを見込んでいます。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 4,180円22銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 392円04銭 |

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,777,143	流動負債	1,746,014
現金及び預金	1,990,923	買掛金	518,082
受取手形、売掛金及び契約資産	1,886,971	リース債	32,129
電子記録債権	81,133	未払金	111,885
リース投資資産	400,331	未払費用	183,158
商品及び製品	50,599	未払法人税等	169,854
仕掛品	203,274	未払消費税等	116,166
原材料及び貯蔵品	48,671	預り金	16,118
前払費用	112,611	前受収益	150,962
未収入金	3,188	賞与引当金	400,444
その他の	148	受注損失引当金	20,508
貸倒引当金	△712	アフターコスト引当金	26,704
固定資産	2,411,980	固定負債	168,731
有形固定資産	987,185	長期未払金	3,216
建築物	372,570	リース債	22,614
構築物	1,904	長期前受収益	133,091
機械及び装置	6,738	資産除去債	9,808
工具器具及び備品	82,813		
土地	431,600		
リース資産	43,803		
建設仮勘定	4,087		
その他の	43,666		
無形固定資産	134,385	負債合計	1,914,745
ソフトウェア	119,986		
ソフトウェア仮勘定	1,750		
リース資産	10,761		
その他の	1,886		
投資その他の資産	1,290,409	純資産の部	
投資有価証券	227,107	株主資本	5,146,445
関係会社株式	678,631	資本金	777,875
出資金	210	資本剰余金	235,872
敷金及び保証金	35,651	資本準備金	235,872
前払年金費用	262,137	利益剰余金	4,133,500
繰延税金資産	86,671	利益準備金	24,502
		その他利益剰余金	4,108,998
		繰越利益剰余金	4,108,998
		自己株式	△802
		評価・換算差額等	127,932
		その他有価証券評価差額金	127,932
		純資産合計	5,274,378
資産合計	7,189,124	負債・純資産合計	7,189,124

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		7,701,916
売上原価		5,659,865
売上総利益		2,042,051
販売費及び一般管理費		1,502,725
営業利益		539,325
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	84,016	
受取手数料	1,392	
受取保険料	1,370	
補助金の収入	3,163	
その他	3,255	93,216
営業外費用		
支払利息	296	
支払手数料	806	
その他	579	1,682
特別常利		630,859
特別損失		
固定資産除却損	216	216
税引前当期純利益		630,642
法人税、住民税及び事業税	197,544	
法人税等調整額	△19,814	177,730
当期純利益		452,912

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	777,875	235,872	235,872	24,502	3,852,873	3,877,376	△802	4,890,321
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△196,788	△196,788		△196,788
当 期 純 利 益					452,912	452,912		452,912
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当 期 変 動 額 合 計					256,124	256,124		256,124
当 期 末 残 高	777,875	235,872	235,872	24,502	4,108,998	4,133,500	△802	5,146,445

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	93,292	93,292	4,983,614
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△196,788
当 期 純 利 益			452,912
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	34,639	34,639	34,639
当 期 変 動 額 合 計	34,639	34,639	290,763
当 期 末 残 高	127,932	127,932	5,274,378

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

〔重要な会計方針〕

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式会社……移動平均法による原価法

その他の有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品……移動平均法

半製品……移動平均法

原材料……移動平均法

仕掛品……個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産除く）……定率法

ただし、賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっておりま
す。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～38年

構築物 10～20年

機械及び装置 17年

工具器具及び備品 2～20年

無形固定資産（リース資産除く）……定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効年数（3年以内）における見込販
売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間
（5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

受注損失引当金……ソフトウェアの請負契約に基づく開発のうち、当事業年度末時点で将来の損失が確実に見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

アフターコスト……ソフトウェア開発案件等に係る将来のアフターコストの支出に備えるため、過引当金……ソフトウェアの実績率に基づく将来発生見込額のほか、個別案件に係る必要額を計上しております。

退職給付当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過しているため、前払年金費用として計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、機器等販売、ソフトウェア開発、システム販売及びシステム運用・管理等の事業セグメントに区分しており、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから主として1～2ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

①顧客との契約から生じる収益

(機器等販売)

機器等販売においては、主にパソコン、サーバ及び周辺機器とパッケージソフトウェアの仕入・販売を行っております。販売については原則、顧客へ引き渡し検収した時点で履行義務が充足されるため一時点で充足される履行義務と判断し収益を認識しております。但し、第三者のメーカー保守を一定期間提供している契約については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

なお、代理人として処理している契約は顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示しております。

(ソフトウェア開発並びにシステム販売)

ソフトウェア開発においては、幅広いアプリケーションシステムの受託開発業務を行っており、システム販売においては、画像処理システムや生コンクリート業界向けシステム等の自社開発システム商品の販売及びネットワーク構築等のインフラサービスを行っております。この両事業セグメントの販売については、システム開発の進捗によって履行義務が充足されていくものから一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し収益を認識しております。但し、契約金額或いは開発期間において小規模な契約につきましては顧客へ引き渡し検収した一時点で充足される履行義務と判断し収益を認識しております。

一定の期間にわたり充足される履行義務は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に基づき、工事期間にわたって売上高を認識しております。なお、当社は総原価の妥当な積算を行うこと、及びこれらの契約に係る進捗度を合理的に見積もることが可能であることから、進捗度の測定についてはインプット法の使用が適切であると考えており、契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合を用いております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

(システム運用・管理等)

システム運用・管理等においては、ユーザシステムの運用・管理サービス、データセンタ、保守サービスの提供を行っており、販売については原則、当社のサービスを契約期間にわたって顧客が利用可能であり、契約期間の経過につれて当該役務の履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し収益を認識しております。但し、サービスに付随する物品の引き渡し並びに軽微なシステム改修につきましては一時点で充足される履行義務と判断し収益を認識しております。

②ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法……退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、貸借対照表の開示の明瞭性を高める観点から、当事業年度より独立掲記することとしました。なお前事業年度における「受取手形」に含まれる電子記録債権の金額は35,272千円となっております。

また前事業年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」は金額の重要性を考慮し、当事業年度より科目を集約し「流動資産」の「受取手形、売掛金及び契約資産」として表示しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,521,270千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	
金 銭 債 権	608,193千円
金 銭 債 務	17,371千円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しております。顧客との契約から生じる収益の金額は、「個別注記表〔収益認識に関する注記〕1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2. 関係会社との取引高

売	上	高	2,595,485千円
仕	入	高	68,507千円
そ	他	の	営
業	取	引	高
営	業	取	引
以	外	の	取
取	引	高	8,630千円
営	業	取	引
以	外	の	取
取	引	高	80,565千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 386株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	121,975千円
賞与引当金に係る未払社会保険料	20,378千円
未払事業税	12,034千円
貸倒引当金	217千円
受注損失引当金	6,246千円
アフターコスト引当金	8,134千円
関係会社株式否認	101,493千円
投資有価証券	12,054千円
研究開発費	29,017千円
その他	19,960千円
繰延税金資産小計	331,511千円
評価性引当額	△125,905千円
繰延税金資産合計	205,606千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	38,910千円
資産除去債務に対応する除去費用	176千円
前払年金費用	79,846千円
繰延税金負債合計	118,934千円
繰延税金資産純額	86,671千円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	太平洋セメント株式会社	東京都文京区	86,174	セメントの製造・販売	(被所有)直接65.7	兼任なし	当社製品の販売	製品の売上 (注1)	2,576,550	売掛金	577,110

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 製品の販売等における取引条件は、個別交渉の上決定しております。

2. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社システムベース	岩手県北上市	30	情報サービス	(所有)直接100.0	兼任1名	配当金の受取	配当金の受取 (注1)	79,860	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 配当金額は、グループ配当方針に基づき決定しております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	機器等販売	ソフトウェア開発	システム販売	システム運用・管理等	
一時点で移転される財及びサービス	1,136,563	1,068,902	1,550,334	716,052	4,471,851
一定期間にわたり移転される財及びサービス	28,756	279,793	469,954	2,180,741	2,959,245
顧客との契約から生じる収益	1,165,319	1,348,695	2,020,288	2,896,793	7,431,096
その他の収益	—	—	270,820	—	270,820
外部顧客への売上高	1,165,319	1,348,695	2,291,108	2,896,793	7,701,916

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「〔重要な会計方針〕 4. 収益及び費用の計上基準 ①顧客との契約から生じる収益」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、978,625千円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて概ね1年以内で収益を認識することを見込んでいます。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額	3,564円70銭
2. 1株当たり当期純利益	306円10銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年 5月22日

パシフィックシステム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桑本 義孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上原 義弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パシフィックシステム株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パシフィックシステム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年 5月22日

パシフィックシステム株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北関東事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桑本 義孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上原 義弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パシフィックシステム株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は2023年4月1日から2024年3月31日までの第24期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

パシフィックシステム株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 井 茂 樹 印

社外監査役 松 下 満 俊 印

社外監査役 高 橋 嘉 明 印

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	在任年数 (本総会終結時)	所有する 当社株式 の数
1	わたなべ やすひろ 渡邊 泰博 (1960年7月18日生)	1983年4月 小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2011年6月 当社取締役 2017年6月 取締役執行役員開発1部長 2018年4月 代表取締役社長（現任）	13年	4,900 株
2	おおくぼ みつとし 大久保 光敏 (1960年4月14日生)	1985年4月 小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2017年9月 当社執行役員総務部長 2018年4月 専務執行役員人事部長 2018年6月 取締役専務執行役員人事部長 2020年4月 取締役専務執行役員企画部長 2024年4月 取締役専務執行役員（現任）	6年	700 株
3	やまがみ ひろし 山上 浩司 (1962年12月31日生)	1983年3月 システム総合開発株式会社（現パシフィックシステム株式会社）入社 2008年6月 システム2部長 2010年4月 サーバビジネス部長 2013年6月 参与サーバビジネス部長 2015年6月 執行役員アウトソーシング部長兼サーバビジネス部長 2018年4月 執行役員サーバビジネス部長 2018年6月 取締役執行役員サーバビジネス部長 2022年4月 取締役上席執行役員サーバビジネス部長 2024年4月 取締役上席執行役員セキュリティ事業準備室長（現任）	6年	8,600 株
4	かとう つとむ 加藤 勉 (1969年4月30日生)	1993年4月 秩父セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 1998年10月 同社生産部システム課 2001年4月 同社情報システム部 2010年10月 同社経営企画部 I T企画グループ 2017年6月 同社経営企画部 I T企画グループリーダー（現任） 2017年6月 当社取締役（現任）	7年	－ 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	在任年数 (本総会 終結時)	所有する 当社株式 の数
5	こしはら さだとし 腰原 貞利 (1950年5月22日生)	1975年4月 富士通株式会社入社 1999年1月 富士通エフ・アイ・ピー株式会社 (現富士通Japan株式会社) カード システム事業推進部システム部長 2002年6月 同社システムインテグレーション 本部第1 S I 統括部長 2008年4月 同社ソリューションビジネス本部 長代理 2009年6月 株式会社ティール・エフ・シー 代表取締役社長 2010年2月 富士通エフ・アイ・ピー・システ ムズ株式会社 (現富士通Japanソ リューションズ東京株式会社) 代表取締役社長 2014年6月 同社常任顧問 2015年6月 同社顧問 2016年6月 当社取締役 (現任)	8年	一株
6	あべ まゆみ 阿部 真弓 (1962年7月10日生)	1983年4月 東レ株式会社入社 1986年4月 東レ株式会社退社 1999年6月 社会保険労務士登録 阿部社会保険労務士事務所開業 2004年9月 東京都社会保険労務士会 世田谷 支部役員 2013年3月 特定社会保険労務士付記 2017年1月 社会保険労務士法人阿部事務所設 立 阿部事務所所長 (現任) TEAM Biz-consultant設立 TEAM Biz-consultant所長 (現任) 2022年6月 当社取締役 (現任)	2年	一株

- (注) 1. 太平洋セメント株式会社は親会社かつ特定関係事業者となります。各取締役候補者の過去10年間及び現在の太平洋セメント株式会社における業務執行者としての地位及び担当は「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
2. 取締役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 当社は非業務執行取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第31条第2項において、非業務執行取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、加藤勉氏が就任された場合には、非業務執行取締役として、当社との間の責任限定契約を継続いたします。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ①非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額とする。
- ②上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 腰原貞利氏、阿部真弓氏は社外取締役候補者であります。
当社は、腰原貞利氏、阿部真弓氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- (1) 社外取締役候補者とする理由及び期待される役割
腰原貞利氏は富士通株式会社及び富士通エフ・アイ・ピー株式会社 (現富士通Japan株式会

社)を経て、株式会社ティー・エフ・シー及び富士通エフ・アイ・ピー・システムズ株式会社(現富士通Japanソリューションズ東京株式会社)の代表取締役社長を務められ経営者としての長年の経験、実績、幅広い見識を有しています。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役を選任された場合の役割として、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

阿部真弓氏は社会保険労務士法人阿部事務所で代表を務められており、社会保険労務士として専門的な知識・経験等を有しております。同氏の長年の経験、実践的な視点から、社外取締役として業務執行に対する監督と当社経営全般に適切な助言をいただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第31条第2項において社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、腰原貞利氏、阿部真弓氏が就任された場合には、社外取締役として、当社との間の責任限定契約を継続いたします。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償の限度額とする。

②上記の責任限定契約が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 社外取締役の就任期間について

腰原貞利氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

阿部真弓氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

5. 当社は取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とした、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案が原案どおり承認され、取締役が就任した場合には、各取締役候補者は当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役藤井茂樹氏及び松下満俊氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	在任年数 (本総会終結時)	所有する 当社株式 の数
1	新任 たかはし つとむ 高橋 勉 (1964年9月14日生)	1985年3月 システム総合開発株式会社(現パシフィックシステム株式会社)入社 2013年6月 開発4部長 2017年6月 テクノサポート部長 2018年4月 経理部副部長 2020年4月 監査部長 2024年4月 顧問(現任)	一年	600株
2	まつした みつとし 松下 満俊 (1970年10月3日生)	1997年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 1997年4月 梶谷総合法律事務所入所(現任) 2016年6月 当社監査役(現任) 2017年6月 株式会社ツムラ取締役監査等委員(現任)	8年	一株

(注) 1. 各監査役候補者の過去10年間の地位及び担当は「略歴、地位および重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。

2. 各監査役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. 松下満俊氏は社外監査役候補者であります。

当社は、松下満俊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。松下満俊氏が再任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

4. 社外監査役候補者とする理由、社外監査役として職務を適切に遂行できると判断する理由及び社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者とする理由

松下満俊氏は現在、梶谷総合法律事務所にて弁護士として法務業務に従事しております。同氏が社外監査役に就任された場合には企業法務及びコンプライアンスの面から経営全般に対し監視・監督をしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

(2) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断する理由について

松下満俊氏は長年、弁護士として活動してこれら、豊富な法務知識と経験を有し、法務全般に精通しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

なお、同氏が所属する梶谷総合法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、当社が支払う顧問料は同事務所収入の極僅かであり、独立性は確保されております。

(3) 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第43条第2項において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、松下満俊氏が就任された場合には、社外監査役として、当社との間で責任限定契約を継続いたします。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

① 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償の限度額とする。

② 上記の責任限定契約が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 当社は取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とした、役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害

について填補いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には、各監査役候補者は当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

【ご参考】取締役会のスキルマトリックス

本総会において議案が承認可決された場合、各取締役及び監査役が有する知見・経験及び期待される役割は以下のとおりとなります。

氏名	役職	企業経営	財務・会計	法務・リスクマネジメント	IT・技術開発	営業	人事・労務	サステナビリティ
渡邊 泰博	代表取締役社長	○		○	○	○	○	○
大久保 光敏	取締役	○	○	○			○	○
山上 浩司	取締役	○			○	○		○
加藤 勉	取締役	○			○			
腰原 貞利	社外取締役	○			○			
阿部 真弓	社外取締役						○	
高橋 勉	監査役			○	○			
松下 満俊	社外監査役			○				
高橋 嘉明	社外監査役		○					

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、第2号議案が承認可決された場合に監査役となる高橋勉氏の補欠の監査役として百木田実氏の選任を、社外監査役高橋嘉明氏及び第2号議案が承認可決された場合に社外監査役となる松下満俊氏の補欠の社外監査役として上田慎氏の選任を、お願いしたいと存じます。

なお、百木田実氏及び上田慎氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	からきた みのる 百木田 実 (1962年1月21日生)	1984年4月 小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2009年6月 当社システム1部長 2010年4月 アウトソーシング部長 2011年4月 開発2部長 2013年6月 執行役員プロジェクト・マネジメント・オフィス部長 2014年6月 執行役員開発3部長 2015年2月 執行役員社長付 2015年6月 顧問 2016年6月 執行役員事業推進室長 2017年6月 執行役員開発3部長 株式会社システムベース 取締役（現任） 2018年4月 執行役員事業推進室長 2021年4月 執行役員開発統括部長（現任）	1,500株
2	うへだ しん 上田 慎 (1975年10月11日生)	2000年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 2000年4月 梶谷総合法律事務所入所（現任）	一株

- (注) 1. 太平洋セメント株式会社は親会社かつ特定関係事業者となります。各補欠監査役候補者の過去10年間の地位及び担当は「略歴、地位及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
2. 補欠監査役候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 上田慎氏は、補欠の社外監査役候補者であり、同氏が就任した場合、東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定です。
4. 補欠の社外監査役候補者上田慎氏は、現在、梶谷総合法律事務所において弁護士として法務業務に従事しております。
5. 補欠の社外監査役候補者とする理由、社外監査役として職務を適切に遂行することができる判断する理由及び社外監査役との責任限定契約について
- (1) 補欠の社外監査役候補者とする理由

上田慎氏は現在、梶谷総合法律事務所にて弁護士として法務業務に従事しております。同氏が社外監査役に就任された場合には企業法務及びコンプライアンスの面から経営全般に対し監視・監督をしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (2) 社外監査役として職務を適切に遂行できると判断する理由について
上田慎氏は長年、弁護士として活動してこられ、豊富な法務知識と経験を有し、法務全般に精通しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。
なお、同氏が所属する梶谷総合法律事務所と当社は顧問契約を締結しておりますが、当社が支払う顧問料は同事務所収入の極僅かであり、独立性は確保されております。
- (3) 社外監査役との責任限定契約について
当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第43条第2項において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、上田慎氏が就任された場合には、社外監査役として、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ①社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令が規定する額を損害賠償責任の限度額とする。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者とした、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補いたします。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。上田慎氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。

以 上

会場ご案内略図

埼玉県さいたま市桜区田島 8丁目 4番19号
パシフィックシステム株式会社 3階会議室



【最寄り駅】

西浦和駅 (JR武蔵野線) 徒歩 5分

※株主様全体の公平性の観点から、ご来場株主様へのお土産の配布を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。